４ 指名業者選定基準等の公表及び明確化について

１ 趣旨

入札及び契約事務の透明性を一層向上させる観点から、建設関連業務委託（以下「委託」という。）についても指名理由や契約調書を公表し、既に公表を実施している工事との整合性を図ります。併せて、八戸市請負工事指名業者選定基準を改正し、工事及び委託の指名基準の明確化を図ります。

２ 改正概要

(1) 委託に係る指名理由の公表

既に公表を実施している工事と同様の基準で公表します。

① 公表対象：設計金額 250 万円超

② 公表時期：入札執行後速やかに執行書上にて公表します。

③ 指名理由(例)：○○業務登録業者のうち、同種業務の実績が有る業者から選定した。

(2) 委託に係る契約調書の公表

既に公表を実施している工事と同様の基準で公表します。

① 公表対象：設計金額 250 万円超

② 公表場所：市政情報コーナー（四半期毎の公表）、契約検査課（契約締結後公表）

(3) 八戸市請負工事指名業者選定基準の改正

① 委託に係る選定基準を追加

工事に関してのみ規定していた従来の選定基準を見直し、委託の選定基準についても規定します。

② 市内の中小企業者の受注機会の確保に配慮すること等明記

工事及び委託の選定に当たって、市内の中小企業者の受注機会の確保に配慮するとともに、選定が特定の業者に偏らないよう配慮することを明記します。

③ 設計金額に対応する指名業者数の指針を明記

工事及び委託について、従来非公表としていた指名業者数の基準を明記します。

【指名業者数】

種別	設計金額	指名業者数
建設工事	１億円以上	15 者程度
	1,000 万円以上１億円未満	12 者程度
	500 万円以上 1,000 万円未満	10 者程度
	500 万円未満	７者程度
測量 建築関係建設コンサルタント業務 土木関係建設コンサルタント業務 地質調査業務 補償関係コンサルタント業務	500 万円以上	10 者程度
	100 万円以上 500 万円未満	７者程度
	100 万円未満	５者程度

３ 実施時期

平成 30 年４月１日から実施します。